高知県建設工事成績評定要綱　新旧対照表

新条文（抜粋）	現行条文（抜粋）
（目的） 第１条 （略） （評定の対象） 第２条　評定は、1 件の当初請負代金額が 1,000万円以上の請負工事について行うものとする。（ただし、建築課が監督するものは除く） （評定者）　（雑則） 第３条　～　第１３条 （略） **附則** １　この要綱は、平成17年４月１日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。 ２　この要綱は、平成20年４月１日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。 ３　この要綱は、平成23年７月１日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。ただし、第10条は、遡って適用できるものとする。 ４　この要綱は、平成24年４月１日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。 ５　この要綱は、平成28年４月１日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。 ６　この要綱は、令和７年４月１日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。 ７　この要綱は、令和８年４月１日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。	（目的） 第１条 （略） （評定の対象） 第２条　評定は、1 件の当初請負代金額が 500万円以上の請負工事について行うものとする。（ただし、建築課・営繕課・住宅課が監督するものは除く） （評定者）　（雑則） 第３条　～　第１３条 （略） **附則** １　この要綱は、平成17年４月１日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。 ２　この要綱は、平成20年４月１日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。 ３　この要綱は、平成23年７月１日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。ただし、第10条は、遡って適用できるものとする。 ４　この要綱は、平成24年４月１日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。 ５　この要綱は、平成28年４月１日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。 ６　この要綱は、令和7年４月１日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。